

厚生労働大臣 後 藤 茂 之 殿

人事院総裁 川 本 裕 子

平成 13 年人事院指令 9—25（医療職俸給表(二)の適用について）  
の一部改正について

平成 13 年人事院指令 9—25（医療職俸給表(二)の適用について）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 人事院規則 9—2（俸給表の適用範囲）第 13 条第 11 号の規定に基づき、次に掲げる医療技術職員を指定する。 一 大臣官房 <u>会計課</u> 、国立児童自立支援施設又は国立障害者リハビリテーションセンターの自立支援局国立福祉型障害児入所施設若しくは病院に勤務する心理療法士 二 （略）	1 人事院規則 9—2（俸給表の適用範囲）第 13 条第 11 号の規定に基づき、次に掲げる医療技術職員を指定する。 一 大臣官房 <u>会計課福利厚生室</u> 、国立児童自立支援施設又は国立障害者リハビリテーションセンターの自立支援局国立福祉型障害児入所施設若しくは病院に勤務する心理療法士 二 （略）

2 · 3 (略)

2 · 3 (略)